情報ステーション

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ
6日(第１火曜日)
◇小型プラスチックごみ
13日(第２火曜日)
◇燃えないごみ
20日(第３火曜日)
◇燃えない大型ごみ
27日(第４火曜日)
☆スプレー缶、卓上カセットボンベなどは必ず使い切り、穴を開けてから「資源ごみの日」に出すようにしてください。
☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日
８：30～16：20
・当日「許可証」発行
・許可証発行受付は16時まで
◇休日【9月18日(日)】
８：30～11：30
・１週間前から「許可証」発行
※許可証は市役所で発行します。

家電リサイクルについて

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(室外機を含む)は、家電リサイクル法により「燃えない大型ごみ」として出すことはできません。
小売業者(家電販売業者)に引き取ってもらってください。
※有料です。

環境衛生課
☎0738-23-5506

御坊都市計画道路一般国道42号湯浅御坊道路の変更に伴う都市計画案の縦覧

御坊都市計画道路(１・４・１号 一般国道42号湯浅御坊道路)の変更(県決定)に伴い、都市計画案の縦覧を行います。
なお、縦覧期間中、所定の様式にて、この都市計画案への意見書を和歌山県に提出することができます。

縦覧期間
9月27日(火)～10月11日(火)
※土・日曜日、国民の祝日を除く。

縦覧場所・縦覧時間
・和歌山県都市政策課(和歌山県庁南別館10階)
9時～17時45分
・市役所都市建設課
8時30分～17時15分

意見書提出方法
持参、郵送、ＦＡＸ

意見書提出・問い合わせ先
〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通１-１
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
TEL 073-441-3231
FAX 073-441-3232

「野焼き」の苦情が増えています

野焼きとは
「野焼き」とは、法律で定められた処理基準以外で、廃棄物(ごみ)を焼却することをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。(家庭から出るごみ等は、焼却できません。)
「野焼き」禁止の規定に違反した場合は、５年以下の懲役、1，000万円以下の罰金のいずれか、または両方に処せられます。

野焼きが例外的に認められる場合
農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものや、風俗習慣上または宗教上の行事を行うためのものなど、例外的に認められている場合があります。
しかし、そうした例外の場合でも、風の向きや強さ・時間帯・周辺の環境等に十分配慮をしてください。

問 環境衛生課 ☎0738-23-5506

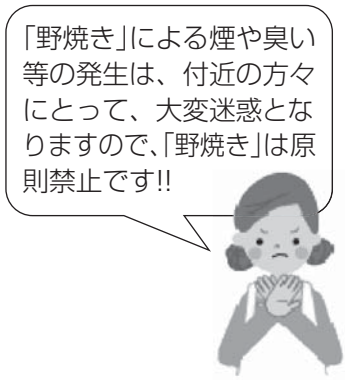

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施します！

◇期　間　9月５日(月)から11日(日)までの７日間
◇時　間　８時30分から19時
※土・日曜日については、10時から17時

◇電話番号　ぜろぜろみんなの　ひゃくとおばん
0570-003-110 全国共通ダイヤル

◇相談内容　高齢者や障害者に関する人権なんでも相談。
相談は無料で、秘密は厳守されます。
法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、日頃の悩みをお気軽にご相談ください。

◇その他　ご不明な点がありましたら、和歌山県人権擁護委員連合会までお問い合わせください。

◇問い合わせ　和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会
☎073-422-5131

問 問い合わせ　申 申し込み　時 日時　締 締め切り